

経済産業省

平成 20・12・24 製局第 4 号

平成 20 年 12 月 25 日

社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について

標記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成 20 年 12 月 19 日付け警察庁丙組犯収発第 231 号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成 20 年 12 月 19 日付け外務省告示第 666 号及び第 667 号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 9 条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>



警察庁丙組犯収発第231号
平成20年12月19日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について
標記のことに関し、犯罪による収益の移転防止に関する法律第2条第2項第37号に
規定する特定事業者（宝石商）に対し、別添文書の転送及び周知徹底方宜しくお取り計
らい願いたい。

件名：国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象
を改正する件

○外務省告示第六百六十六号
○外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十年第六百四十号を
含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基
づく設立された同理事會委員會が平成二十年十二月三十日に行った決定に
基づき、同理事會第一二六七号（b）の十一月三十日に行った決定に及
び、第一三三三号（c）及び
別表のとおりの改正する。
に定められた措置の対象となる個人及び団体を

平成二十年十二月十九日

外務大臣 中曾根 弘文

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象
を改正する件

○外務省告示第六百六十七号
を、外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十年第六百六十六号
を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第一二二日に行つた決定
に基づき設立された同理事會委員會が平成二十年十二月三日に行つた決定
に基き、同理事會決議第一二二日に行つた決定
及び第一三九〇号2（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体
を別表のとおり改正する。

平成二十年十二月十九日

外務大臣 中曾根 弘文